

了承内容は、移設なし返還合意施設が24事案、移設後返還される施設が29事案、引き続き検討される施設が10事案となっている。

また、昭和63年4月、西銘知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成2年6月19日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案3件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、安保協事案9件（前述の安保協で了承された施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないもの）、軍転協事案8件（県知事と米軍基地等が存在する市町村長で構成する「沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会」の返還要望）及び米側事案3件（米側が返還可能としたもの）の計23件（いわゆる「23事案」）について、返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

(2) 基地の返還状況

復帰後、平成14年3月31日までに返還及び他の施設へ統合された米軍基地面積は5,158haだが、この間に449haの土地が追加提供又は統合されたため、実質減少面積は4,709haとなり、復帰時の米軍基地面積28,661haから16.4%減少したことになる。

返還された米軍基地の大部分は、沖縄における在日米軍施設・区域の整理統合計画に基づくもので、3回の安保協を通して了承された63件のうち、平成14年3月31日までに59件の全部又は一部返還が実現し、面積にして3,120haが返還されている。このうち第14回安保協事案3件については、昭和62年5月31日の牧港住宅地区の返還をもって480ha全部の返還が達成され、第15回安保協事案48件については47事案、面積にして1,792haの一部又は全部が返還され、第16回安保協事案12件については、9事案、面積にして848haの一部又は全部の返還がなされている。

一方、23事案については、平成14年3月31日までに16事案、面積にして580haが全部返還され、3事案（工兵隊事務所（3.7ha）については、平成14年9月30日に全部返還。）、面積にして77haが一部返還されており、残りの4事案が未返還となっている。

（注） 復帰時の米軍基地面積は28,661haだが、その後の実測等では28,442haとなっている。

日米安全保障協議委員会における返還了承事案の処理状況（沖縄関係）

平成14年3月31日現在（面積単位：ha）

安 保 協	返 還 計 画		返 還 済		未 返 還	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
第14回 (S48.1.23)	3	480	3	480	0	0
第15回 (S49.1.30)	48	2,587	47	1,792	1	795
第16回 (S51.7.8)	12	1,604	9	848	3	756
合 計	63	4,671	59	3,120	4	1,551

注 那覇防衛施設局に確認したところによる。

平成2年6月19日日米合同委員会・確認事案（23事案）返還状況

平成14年3月31日現在（面積単位：千㎡）

施 設 名	事案数	確認面積	返還面積	未返還面積	備 考 (現在の面積)
北部訓練場	2	4,798	4,798	0	78,332
八重岳通信所	1	192	192	0	37
キャンプ・シュワブ	1	5	5	0	20,627
キャンプ・ハンセン	2	1,653	34	1,619	51,183
恩納通信所	2	624	624	0	全部返還済み
嘉手納弾薬庫地区	2	1,884	784	1,100	27,288
知花サイト	1	1	1	0	全部返還済み
トリイ通信施設	1	38	38	0	1,939
嘉手納飛行場	1	21	21	0	19,950
砂辺倉庫	1	3	3	0	全部返還済み
キャンプ桑江	2	421	16	405	1,067
キャンプ瑞慶覧	2	468.7	0.7	468	6,426
普天間飛行場	1	42	0	42	4,805
牧港補給地区補助施設	1	1	1	0	全部返還済み
工兵隊事務所	1	45	8	37	平成14年9月返還予定
那覇冷凍倉庫	1	0.1	0.1	0	全部返還済み
陸軍貯油施設	1	43	43	0	1,255
合 計	23	10,239.8	6,568.8	3,671	

注 那覇防衛施設局に確認したところによる。但し、備考欄、合計欄は県が作成。

地域開発整備基本計画（県案）」を策定した。

読谷補助飛行場の一部用地については、読谷村が公共施設用地（役場庁舎、文化センター、運動広場、野球場等）として活用（日米地位協定第2条による一時使用）し、又、既返還地の一部において、読谷飛行場転用基本計画推進施設として、先進農業支援センターを整備中である。

(3) 県道104号線越え実弾砲撃訓練（金武町）の廃止

県道104号線は、恩納村安富祖から金武町金武までを結ぶ全長約8.1キロメートルで、そのうち約3.7キロメートルが提供施設内に位置している。県道104号線越え実弾砲撃訓練は、県民の生活道路を演習の度に封鎖するのみならず、演習場周辺に住宅、学校、病院等が所在し、使用される155ミリ榴弾砲の射程距離が30キロメートルで演習場の規模を上回っていることから、騒音や振動等、住民生活へ悪影響を与えてきた。また、同演習場内ではしばしば山林火災が発生し、貴重な自然の破壊や環境汚染をもたらしていることから、県は繰り返し米軍及び那覇防衛施設局に対し、同演習の中止及び廃止を要請してきた。

SACO最終報告は、平成9年度中に県道104号線越え実弾砲撃訓練を日本本土の演習場に移転された後、同演習を取り止めることとした。平成8年8月29日、日米合同委員会は「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」の勧告を受け入れ、県道104号線越え実弾砲撃訓練の分散・実施について、矢臼別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、東富士演習場（静岡県）、北富士演習場（山梨県）、日出生台演習場（大分県）の5カ所の演習場を移転先とし、訓練は年間最大4回、合計最大35日以内とするなどの内容を承認した。これによって県道104号線越え実弾砲撃訓練は、平成9年3月の180回目の実施を最後に、事実上廃止されることになった。

4 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

(1) SACO最終報告

SACO最終報告（仮訳）

平成8年12月2日

池田外務大臣

久間防衛庁長官

ペリー国防長官

モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

S C Cの構成員は、S C C自体と日米安全保障高級事務レベル協議（S S C）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、S C Cは、S S Cに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にS C Cに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、S C Cは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。S C Cは、S S Cに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

- 普天間飛行場 付属文書のとおり

- 北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・ 北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

- 安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

- 楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

- 読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

- キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

- 瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

- 牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

- 那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

- 住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

- 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

- パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

- 公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

- KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

- 嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側

に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるM C - 1 3 0 航空機を平成 8 年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

- 嘉手納飛行場における遮音壁

平成 9 年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

- 普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

- 事故報告

平成 8 年12月 2 日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

- 日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

- 米軍の施設及び区域への立入

平成 8 年12月 2 日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

- 米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成 9 年 1 月までに、その他の全ての米軍車両には平成 9 年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

- 任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成 9 年 1 月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

- 請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条 6 項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供すると新たな制度が、平成 9 年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。し

かし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

- 検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

- キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

- 日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するS A C O最終報告（仮訳）

（この文書は、S A C Oの最終報告の不可分の一部をなすものである。）

於 東京

平成8年12月2日

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（S C C）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデル大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）中間報告及び同年9月19日のS A C O現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、S A C O中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。S A C O現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2) キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、S C Cは、海上施設案を追求するとのS A C Oの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) S C Cは、日米安全保障高級事務レベル協議（S S C）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（F I G：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。F I Gは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてS C Cの承認を得た上で、F I Gは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、F I Gはその作業の現状について定期的にS S Cに報告する。

2. S C Cの決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等

の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短い同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、栈橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

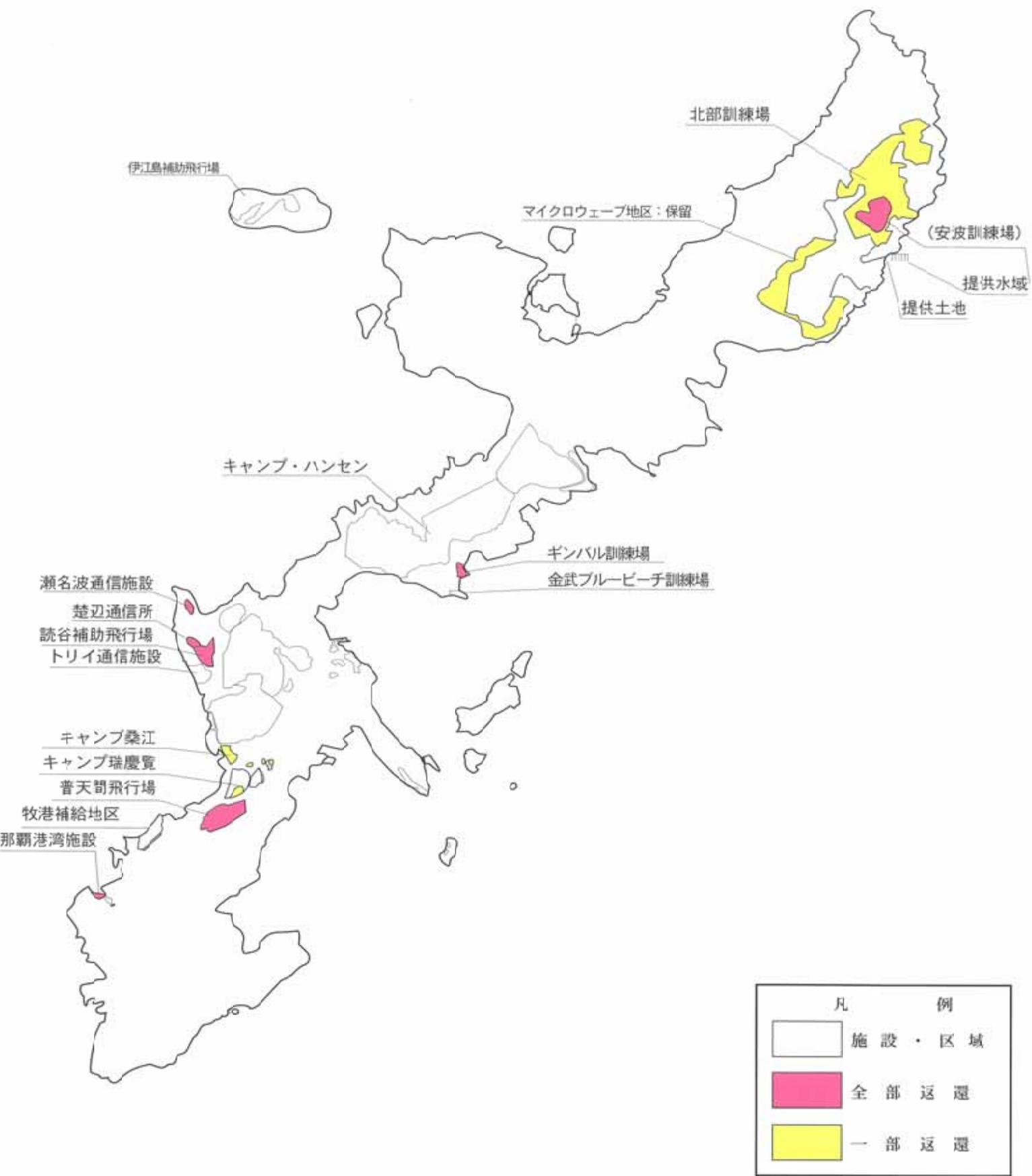
- (a) 杭式栈橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

- (b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5 . 今後の段取り

- (a) F I Gは、S C Cに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。
この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) F I Gは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) F I Gは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

S A C O 最終報告による米軍 施設・区域の返還等



凡 例	
	施設・区域
	全部返還
	一部返還

活用した牧港児童センター整備事業、消防訓練塔整備事業、浦添運動公園陸上競技場改修事業、仲西中学校運動場夜間照明等整備事業、（仮称）浦添児童センター建設事業などの事業やS A C O補助金を活用した教育文化施設整備事業、まちなと公園整備事業などの事業の実施について協議が行われた。

「県都那覇市の振興に関する協議会」では、これまで、奥武山公園の野球場と陸上競技場の整備についての那覇市に対する国の支援等について協議が行われた。

- (k) キャンプ桑江・キャンプ瑞慶覧にかかる住宅統合については、平成11年4月の日米合同委員会において、一部移設の第1段階として、キャンプ瑞慶覧内のゴルフ・レンジ地区に、136戸の住宅（高層住宅2棟）及び関連施設を移設・整備することが合意され、地元北谷町及び北中城村が受け入れの意向を表明した。その後、平成14年2月7日の日米合同委員会で、住宅統合の第2段階措置として、キャンプ瑞慶覧内のサダ地区において、330戸の住宅（内訳：高層住宅2棟136戸及び低層住宅194戸）及びその関連施設を移設・整備することが合意され、平成14年6月23日の同委員会で、第1段階のゴルフ・レンジ地区136戸が、米側に提供されることが合意された。

b 訓練及び運用の方法の調整

- (a) 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練については、同訓練の本土移転が合意実施されたことから、平成9年3月27日以降、沖縄での訓練は事実上廃止された。
- (b) パラシュート降下訓練については、移転先の伊江村が平成11年3月24日に受け入れを表明し、平成12年7月1日以降の訓練から日本側が経費を負担し、伊江島補助飛行場で訓練が実施されている。
- (c) 公道における行軍については、既に取り止められている。

c 騒音軽減イニシアティブの実施

- (a) 航空機騒音規制措置については、平成8年3月28日の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意がなされた。しかし、依然として騒音が発生している状況がある。
- (b) K C - 1 3 0及びA V - 8航空機の移駐については、普天間飛行場に配備されている12機のK C - 1 3 0航空機の岩国飛行場への移駐は、普天間移設の関係でまだ実現していない。なお、岩国飛行場から米国へのA V - 8航空機14機の移駐については、既に完了している。
- (c) 海軍航空機及びM C - 1 3 0航空機の運用の移転のうち、嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転については、普天間移設の関係でまだ実現していない。M C - 1 3 0航空機については、平成8月12月、海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転している。
- (d) 嘉手納飛行場の遮音壁については、平成10年3月26日の日米合同委員会において実施が合意され、平成10年5月より工事に着手し、平成12年12月20日の同委員会で、米軍へ提供することが合意された。
- (e) 普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限が合意されたが、依然として騒音が発生している状況がある。

d 地位協定の運用の改善

- (a) 事故報告については、平成8年12月2日の日米合同委員会において、米軍航空機事故の調査報告書の提供手続きに関する合意がなされた。また、平成9年3月31日の日米合同委員会において、事件・事故の通報体制の整備が合意された。
- (b) 日米合同委員会合意の公表については、一層公表することを追求するとされた。

- (c) 米軍の施設及び区域への立入については、平成 8 年12月 2 日の日米合同委員会において、立入に関する新しい手続きを実施することが合意された。
- (d) 米軍の公用車両の表示については、同措置についての合意が実施された。
- (e) 任意自動車保険については、平成 9 年 1 月から地位協定の下にある全ての人員を、任意自動車保険に加入させることが決定された。
- (f) 米軍人等が公務外で起こした事件に関する慰謝料の支払いについては、地位協定第18条 6 項の請求に関する支払い手続きを改善するよう共同の努力を行うとされた。
- (g) 検疫手続きについては、平成 8 年12月 2 日の日米合同委員会において、合衆国の船舶又は航空機が提供されていない飛行場に着くときは、日本国による検疫を受けるなど、人、動物及び植物の検疫に関する合意がなされた。
- (h) キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去については、米国における米軍の射場に適用されている手続きと同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続きが実施されるとされた。

(2) 普天間飛行場移設候補地の選定

選定に当たっての基本的考え方

移設候補地の選定に当たっては、下記の4項目の基本方針を設定し、候補地の選定作業を行った。候補地は空港の立地が可能と思われる7ヶ所を選定し、運航空域条件、社会条件、建設条件、自然条件等について検討した。その結果、移設候補地を2ヶ所に絞り込み、最終的には、運行空域確保の問題、騒音の問題、アクセスの問題等様々な観点から検討した結果、総合的に判断し、「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」が適切であるとの結論に達した。

- ア 米軍基地の整理・縮小を図るものであること。
- イ 住民の安全が確保され、騒音等の影響が軽減されること。
- ウ 建設される空港は、民間航空機が就航できる滑走路を有するもので、将来にわたって地域及び県民の財産となるものであること。
- エ 県土の均衡ある発展を図る観点から地域の活性化に資するもので、県民の利益につながるものであること。

選定理由

- ア 米軍基地の整理・縮小が図られること。
現在の普天間飛行場を縮小し、既存の米軍施設・区域内に移設することにより、沖縄の米軍施設・区域の面積を確実に縮小でき、県民の希望する基地の整理・縮小を着実に進めることができる。
- イ 騒音の影響を比較的小さくすることができること。
航空機の離発着時において、集落への騒音を軽減できる。また、海域に飛行訓練ルートを設定することにより、移設先及び周辺地域への騒音の影響を軽減できる。
- ウ 地域振興の促進に寄与することができること。
(ア) 地域の経済振興を図ることができる。
当該地域は、一定規模以上の空港の立地が可能であり、軍民共用空港を設置することにより、新たな航空路の開設や空港機能を活用した産業の誘致など地域経済発展の拠点を形成することができ、移設先及び周辺地域はもとより北部地域の自立的発展と振興につながり、ひいては県土の均衡ある発展を実現することができる。
(イ) 空港整備による交通ネットワークの形成が期待できる。
当該地域は、国道329号と沖縄自動車道が近接し、沖縄本島西側と中南部地域を連結している。新たな空港の整備に伴い、高規格道路の北部延伸など新たな道路を整備することにより、空港を中心とした交通ネットワークが形成され、空港活用の利便性の向上や地域の活性化を図ることができる。

(3) 普天間飛行場の移設に当たって整備すべき条件

本県は、沖縄戦の悲惨な体験、戦後の米国統治を経て、今なお全国の米軍専用施設面積の約75%が集中している現状から、県民には平和志向が根づいており、県民の大多数は、米軍基地の整理・縮小を強く望んでいる。

県としてはこのような県民の意志を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・縮小を促進するためには、普天間飛行場の代替施設を受け入れる移設先及び周辺地域住民の理解とその負担に応えられる条件を整備するとともに、返還跡地の有効活用を図ることが重要であると考えている。

したがって、普天間飛行場の移設に当たっては、国において、次に掲げる事項について具体的な方策が講じられ、国民的理解のもとに着実に負担の軽減が実現される必要がある。

- ア 普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行

財政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じること。

イ 代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすること。

ウ 代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであること。

エ 米軍による施設の使用については、15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情からして必要であること。

(4) 普天間飛行場移設問題の取り組み状況及び課題

15年使用期限について

普天間飛行場は、市街地の中心部にあり、市民生活に深刻な影響を与えていることから、その早期返還を県政の重要課題として取り組んでいる。

15年の使用期限については、戦後日本の平和と経済繁栄の中で、沖縄が58年間にわたり過重な基地負担をしてきている状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理・縮小を求める県民感情から、使用期限を設け、国に強く求めているものである。

普天間飛行場代替施設の15年使用期限問題については、県が移設に当たって整備すべき条件とし、また、名護市が受け入れ条件としていることから、着工までには政府から一定の方向性が示されなければならないと考えている。

県としては、政府に対し、沖縄の米軍基地問題を国民全体としてどのように負担していくことが等しく負担することになるのかを真剣に考えてもらいたいこと、過重な基地負担をしている沖縄の状況を理解し、基地の提供責任者として、その解決に向けて努力してもらいたことを要望しているところであり、引き続き、その解決を強く求めていく考えである。

代替施設協議会について

普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議する代替施設協議会は平成12年8月25日に設置され、平成14年7月29日までに計9回開催された。第1回から第6回までの協議会においては、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけ、建設地点の地形・生物分布等の状況、航空機騒音等の生活環境への影響、ジュゴンの予備的調査や珊瑚・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討に当たった留意事項などについて意見交換を行った。

第7回協議会では、政府から3工法8案について報告があり、第8回協議会では、県、名護市、東村及び宜野座村の意向等を踏まえて、具体的建設場所、規模、工法等に関する「代替施設基本計画主要事項に係る取り扱い方針」が了承された。

平成14年7月29日の第9回協議会においては、代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

代替施設建設協議会について

平成15年1月、政府、県、名護市、東村及び宜野座村で構成する代替施設建設協議会が設置された。

この協議会は、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」及び県や名護市等の要望に基づくものであり、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に基づく取組みの進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行うこととしている。

県としては、本協議会を通して政府や地元地方公共団体と緊密に協議していきたいと考えている。

実務者連絡調整会議について

実務者連絡調整会議は、代替施設協議会における名護市長の要望を踏まえて平成12年11月21日に国が設置したものである。同調整会議は、国、県及び名護市の実務者レベルで、閣議決定に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議することを目的としており、これまで7回開催されている。

第1回会議から第3回会議までは、協議の進め方について話し合わせ、先に名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について協議することが確認された。第4回会議は、爆発物処理場の移設先調査の検討結果の報告がなされた。

第5回会議においては、キャンプ・シュワブ内の爆発物処理場の騒音等の被害について軽減策が提示され、これを了承し、第6回会議においては、辺野古弾薬庫の危険区域の問題、キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設、また、大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について協議されたところである。

普天間飛行場代替施設の使用協定については、平成14年7月29日、第7回実務者連絡調整会議において、国、県、名護市の三者により基本的事項についての合意がなされたところであり、同日開催された代替施設協議会の終了後、「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、名護市長とともに知事も署名を行った。

今後は、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、合意書を基に協議を進める、工事着工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にする、供用開始までに協定を締結する、と段階的に進められるものと考えている。

県としては、名護市が求めている使用協定について、地元住民が懸念している諸課題の解決が図れるよう、名護市と連携して取り組んでいく必要があると考えている。

6 沖縄の米軍基地問題に関する主な協議機関

(1) 安全保障問題等に関する日米両政府間の主な協議機関

日本の安全保障の問題等に関する日米間の主な協議機関としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年1月19日）（以下「安保条約」という。）に基づき、安全保障協議委員会（以下、本節において「SCC」という。）（安保条約第4条に基づく）、SCCの監督の下に設置された安全保障事務レベル協議（以下、本節において「SSC」という。）（安保条約第4条に基づく）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日）（以下、本節において「日米地位協定」という。）第25条に基づく日米合同委員会等がある（詳しくは「資料編」参照）。

また、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、SCCの下に「沖縄に関する特別行動委員会（以下、本節において「SACO」という。）」を平成7年11月に設置し、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班として、普天間実施委員会（以下、本節において「FIG」という。）を平成9年1月に設置した。

なお、SACOは、平成8年12月2日にSCCに対し、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、米軍の運用の方法を調整する方策についての最終報告を行い、その役割を終了した。

SACOの後継機関としては、その役割をSSCが引き継ぐこととされており、SACO最終報告による各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における日米両国間の協議については、「日米合同委員会」で行われることとなっている。

(2) 沖縄の米軍基地問題に関する国・県間の主な協議機関

沖縄の米軍基地問題に関する国と県との間の主な協議機関としては、SACOの設置に伴い「沖縄米軍基地問題協議会」が平成7年11月に、FIGの設置に伴い「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会（タスクフォース）」が平成8年5月に設置された。また、普天間飛行場代替施設の基本計画策定に必要な事項について協議するため「代替施設協議会」が平成12年8月に設置され、9回にわたる協議を経て、平成14年7月、普天間飛行場代替施設の基本計画（案）を了承し、その役割を終えた。県内の跡地利用の促進を図るための調整機関として「跡地対策協議会」が平成14年9月に設置され、また、普天間飛行場代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進するため「代替施設建設協議会」が平成15年1月に設置された（詳しくは「資料編」参照）。

7 沖縄の米軍基地問題に関する主な国会決議・閣議決定

沖縄の米軍基地については、昭和47年5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮小の措置をとるべき旨の国会決議がなされたが、戦後58年余を経た今日においても基地の整理縮小は進まず、依然として、在日米軍専用施設面積の約75%が沖縄県に集中している。

こうした状況の中で、平成7年9月に発生した米軍人による少女暴行事件やそれに続く県民総決起大会、さらには同年9月以降の駐留軍用地の強制使用に係る知事の代理署名拒否等は、沖縄の米軍基地問題に対するかつてないほどの国内外の高い関心を集めることとなった。

政府はこうした沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景にその解決に真剣に取り組むこととなり、平成7年11月には「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」と「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、平成8年5月には「普天間飛行場等の返還に係る諸問題解決のための作業委員会」を設置した。沖縄の米軍基地問題に関する国会決議や閣議決定は、こうした沖縄問題に対する政府の積極的な取り組みの中、本県の米軍基地問題の解決や振興策に対する国会や政府の決意を示す形で、平成7年11月以降相次いで行われている。

(1) 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議（衆議院）

（衆議院本会議 昭和46.11.24）

1. 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
2. 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の整理縮小の措置をとるべきである。
右決議する。

(2) 沖縄米軍基地問題協議会の設置について

（平成7年11月17日 閣議決定）

1. 沖縄県に所在する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」第6条に基づく施設及び区域に係る諸問題に関し協議することを目的として、沖縄米軍基地問題協議会（以下「協議会」という。）を当分の間、設ける。
2. 協議会の構成員は、外務大臣、内閣官房長官、防衛庁長官及び沖縄県知事とする。
協議会には、必要に応じ構成員以外の国務大臣等の出席を求めることができる。
3. 協議会は内閣官房長官が主宰する。
4. 協議会に幹事会を置く。幹事会の構成員は、内閣官房副長官（事務）、内閣官房内閣外政審議室長、外務省北米局長、防衛庁防衛局長及び防衛施設庁長官並びに沖縄県副知事及び沖縄県政策調整監とする。
幹事会は、内閣官房副長官（事務）が主宰する。内閣官房副長官（事務）は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員の出席を求めることができる。
5. 協議会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(3) 沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について

（平成8年4月16日 閣議決定）

1. 日米両国政府は、我が国に所在する米軍の施設及び区域の多くが沖縄県に集中していることに留意し、これに関連する諸問題の検討を行うため、昨年11月、日米安全保障協議委員会の下に沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会を設置した。両国政府は、爾来、日米安全保障

条約の目的達成との調和を図りつつ、これら施設及び区域に係る問題の改善及びその整理・統合・縮小を実効的に進めるための方策について、真剣かつ精力的に検討を行ってきた。

昨15日に開催された日米安全保障協議委員会において、特別行動委員会から、これまでの検討で得られた進展をまとめるものとして中間報告が行われ、了承された。

- 2．特別行動委員会においては、引き続き検討が重ねられ、今秋までに施設及び区域の整理・統合・縮小についての具体的措置を含む最終的なとりまとめを行い、日米安全保障協議委員会に報告することとされている。

政府としては、こうした検討を一層促進するとともに、特別行動委員会でとりまとめられる具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策について、法制面及び経費面を含め総合的な観点から早急に検討を行い、十分かつ適切な措置を講ずることとする。

- 3．政府としては、日米安全保障条約を堅持するとの立場に立って、必要な施設及び区域の提供という同条約上の義務を履行するために引き続き所要の措置をとっていくこととする。また、我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態に対処するため、憲法及び関係法令に従い、日米の効果的な協力態勢の構築に務めるとともに、あわせて地域的な多国籍間の安全保障に関する対話・協力のために日米両国が緊密な協力を積極的に進める。

(4) 沖縄問題についての内閣総理大臣談話

(平成8年9月10日 閣議決定)

私は、過ぐる大戦において沖縄県民が受けられた大きな犠牲と、沖縄県勢の実情、そして今日まで沖縄県民が耐えてこられた苦しみと負担の大きさを思うとき、私たちの努力が十分なものであったかについて謙虚に省みるとともに、沖縄の痛みを国民全体で分かち合うことがいかに大切であるかを痛感いたしております。

また、地位協定の見直し及び米軍基地の整理・縮小を求める今回の県民投票に込められた沖縄県民の願いを厳粛に受けとめております。

日米安全保障条約は、日本の安全のみならず、アジア・太平洋地域の平和と安全を維持していく上で、極めて重要な枠組みであります。米軍の施設・区域はその中心的な役割を果たすものであり、その安定的使用を確保することが重要であると認識しております。

政府としては、普天間基地の返還・移設や県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転などの諸課題について、米国と協議を進めるとともに、各地域住民の御理解と御協力を得ながら、その解決に向けて全力を尽くしてまいります。

さらに米軍施設・区域の75%が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、引き続き米国との間で米軍の施設・区域の整理・統合・縮小を推進するとともに、地位協定上の課題について見直しを行い、一つ一つその改善に努力してまいりたい考えであります。

私は、今年4月のクリントン米大統領との共同宣言で明らかにしたように、今後とも、アジア情勢の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国と協議してまいります。

豊かな自然環境や伝統、文化を生かしつつ、県土構造の再編、産業経済の振興及び生活基盤の整備等を進め、平和で活力に満ち、潤いのある地域の実現を目指した「21世紀・沖縄のグランドデザイン」は、沖縄県がその願いを込めた構想であると承知いたしております。

政府としては、この構想を踏まえ、通信、空港、港湾の整備と国際経済交流、文化交流の拠点の整備を行うとともに、自由貿易地域の拡充等による産業や貿易の振興、観光施策の新たな発掘と充実、亜熱帯の特性に配慮し、医療、環境、農業等の分野を中心とした国際的な学术交流の推進とそれに伴う関連産業の振興等のプロジェクトについて沖縄県と共に検討を行い、沖縄県が地域経済と

して自立し、雇用が確保され、沖縄県民の生活の向上に資するよう、また、我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、与党の協力を得て全力を傾注してまいります。

私は、このような趣旨に沿った沖縄のための各般の施策を進めるために、特別の調整費を予算に計上するよう大蔵大臣に検討を既に指示いたしました。

また、内閣官房長官、関係国務大臣、沖縄県知事などによって構成される沖縄政策協議会(仮称)を設置し、沖縄に関連する基本施策について協議していただき、それを踏まえて政府として沖縄に関連する施策の更なる充実、強化を図ってまいります。

重ねて、沖縄問題について国民の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

(5) 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について

(平成8年12月3日 閣議決定)

1．政府は、平成8年4月15日に日米安全保障協議委員会が了承した沖縄に関する特別行動委員会の中間報告を踏まえた本年4月16日の閣議決定「沖縄県における米軍の施設・区域に関する問題の解決促進について」に基づき、日米間で真剣な協議を継続するとともに、所要の措置を講じてきたところである。

2．昨日、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会を開催し、特別行動委員会の最終報告を了承した。

また、この最終報告に盛り込まれた措置に係る両国間の調整は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議で定められる方針に従い、普天間飛行場代替ヘリポート案件については日米安全保障協議委員会において設置が決定された日米間の作業部会において、その他の案件については主として日米合同委員会においてそれぞれ処理されることとされている。

3．この最終報告は、沖縄県における米軍の施設及び区域に関する問題についての日米間の共同作業に一つの区切りを示すものであるが、ここに盛り込まれた措置について期限を踏まえつつ着実に実施していくためには、米国との整理が不可欠であるとともに、国内においても、引き続き政府全体が協力して、あらゆる努力を行っていくことが必要である。

このような考え方下、成功裡に結実したこの最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずることとする。

(6) 沖縄における基地問題並びに地域振興に関する決議

(衆議院本会議 平成9年4月22日)

本院は、本年5月の沖縄の本土復帰25年の節目にあたり、ここに改めて、長きに亘る沖縄の苦難の歴史に思いをいたし、かつ、沖縄県民の筆舌に尽くし難い米軍基地の過重負担に対する諸施策が極めて不十分であったことを反省する。この際、沖縄のこころをこころとして厳しく受けとめ、沖縄問題解決へむけて最大限の努力を払う決意を表明する。

本院は、その決意に基づいて、政府に対し、沖縄が直面している諸問題の解決を図るため、引き続き米国との協議を通じ、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)における合意事項の早期実現を期しつつ、在沖米軍基地の整理・統合・縮小・移転等について全力で取り組む。また、アジア情勢の安定化のための積極的な外交努力を行い、二国間および多国間安全保障対話を推進すると共に「日米安保共同宣言」に基づきアジア・太平洋地域における米軍の兵力構成のあり方を含む軍事態勢について日米間の協議を進めるよう求める。

さらに、沖縄県の過去の歴史と伝統的な特性を維持しつつも、経済的かつ文化的に優れた国際交流拠点として、活力に満ちあふれた真に魅力ある地域となるよう、地元の意志を十分に尊重しつつ、総合的かつ実効性のある大胆な改革を含めた沖縄振興策を講ずるべきである。

右決議する。

(7) 沖縄問題の解決促進に関する件

(衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成9年11月19日)

昭和47年5月、沖縄が本土に復帰して以来、沖縄の経済社会は、本土との格差是正と自立的発展の基礎条件の整備を図ることを基本目標としたこれまでの、三次にわたる国の振興開発計画の実施と県民の不断の努力とによって、総体としては発展してきた。

しかしながら、本土復帰後四半世紀を迎えた今日、沖縄には今なお広大な米軍施設・区域が存在することに加え、生活・産業基盤の面でなお整備を要する諸課題が山積し、その経済社会は依然として厳しい状況にある。

そこで、政府は、沖縄問題を国の最重要課題の一つとして位置付け、今なお残る本土との各種の格差是正に一層努めるとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、沖縄の自立的発展のため、「沖縄政策協議会」で集約しつつある諸案件を着実に推進し、なかでも自由貿易地域の拡大及び必要な規制緩和等については、一国二制度的な大胆な改革を目指し、積極的に取り組むべきである。

また、沖縄に所在する米軍施設・区域が地域振興促進の障害要因とならないようにするため、今後とも沖縄県民の意を体して、日米地位協定の運用をはじめ、基地の整理・縮小に最大限の努力を傾注すべきである。

右決議する。

(8) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日 閣議決定)

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「S A C O」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

S A C O最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記(詳しくは、「資料編」参照。)の方針に基づき取り組むこととする。

(9) 日米地位協定の見直しに関する件

(衆議院外務委員会 平成13年7月10日)

本年6月29日に沖縄県北谷町で発生した米空軍兵士が容疑者となっている女性暴行事件は沖縄県民に大きな不安と衝撃を与え、国民も強い憤りを感じている。今年に入ってから沖縄での米兵による女子高生に対する強制わいせつ事件、連続放火事件などの事件が相次いでいる。米軍は事件が発生するたびに再発防止、綱紀粛正、軍人等の教育などの対策を講じてきたが、現状を見ると十分な効果があったとは言いがたい。

また、今回の事件において、日米両国政府の折衝の結果、平成7年の日米合同委員会合意に基づく運用改善により、起訴前の被疑者の身柄引渡しが行われたが、引渡しの決定まで相当の時間を要したことは国民の不信感を招くものであり、迅速な引渡しが行われるよう手続きを含め更なる改善が求められている。

本委員会は、7月5日、沖縄県に委員会派遣を行い、当該事件に関する実情等調査を実施し、関係者の意見を聴取したが、現地における住民感情は非常に厳しく、沖縄県知事及び北谷町長からは事件・事故の再発防止のための実効性のある具体的な対策と日米地位協定の抜本の見直しを求める強い要望があった。沖縄県からは昨年8月にも被疑者の起訴前の拘禁の移転、環境条項の新設等11項目の日米地位協定の見直しが要請されている。

政府はこれら地方自治体や住民の思いを真摯に受けとめねばならない。政府には、これら米軍基地に起因する様々な事件・事故等から国民の生命、財産、人権が確実に守られるよう最善の策を講じる責任がある。

よって政府は、沖縄県など日米軍基地を抱える関係自治体等の要望を踏まえ、国民の基本的人権を保障している我が国の法律を駐留米軍も尊重するよう、日米地位協定の見直しをも早急に検討し、事態の抜本的改善に取り組むべきである。

右決議する。

(10) 沖縄振興特別措置法案に対する付帯決議

(衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成14年3月20日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

1. 広大な米軍基地の存在等、沖縄を取りまく経済社会情勢にかんがみ、県民が安心して安全に暮らせることが肝要であり、米兵犯罪の根絶に努めるとともに、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くしていくこと。
5. 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組み、その早期返還にあたっては環境に留意するよう求めていくこと。

右決議する。

(11) 沖縄振興特別措置法案に対する付帯決議

(参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 平成14年3月29日)

政府は、本土復帰30年を迎える沖縄が、現在もなお厳しい経済社会情勢にあることにかんがみ、沖縄の特性をいかした産業の振興や沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた取組を、沖縄県や民間センター等とも連携して積極的に進めるとともに、特に、次の諸点に留意して、適切な施策を講ずるべきである。

7. 米軍施設・区域の整理縮小と基地の環境問題に引き続き取り組み、その早期返還に努めるとともに、米兵による事件・事故の根絶に努め、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖縄の負担軽減に全力を尽くすこと。
8. 沖縄における不発弾処理や旧軍飛行場用地など地元から強い要望のある戦後処理等の諸問題について引き続き検討すること。

右決議する。

8 訪米要請

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者並びに米国民に対し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要である。本県では以上の観点から、これまで10回（うち7回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたり、県知事による訪米要請活動を実施している。また、女性訪米団、沖縄・米国学術交流事業などの訪米事業も行っている。

第1回訪米（昭和60年5月30日～6月20日）

構 成 員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：マイケル国務次官、ワインバーガー国防長官、ケリー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 基地の整理縮小について（那覇軍港、浦添宜野湾間パイプライン、普天間飛行場等）
- (2) キャンプ・シュワブ、ハンセンでの実弾射撃演習の廃止について
- (3) 北部ダムでの訓練の廃止について 他

第2回訪米（昭和63年4月17日～5月1日）

構 成 員：西銘沖縄県知事 他

主な要請先：ホワイトヘッド国務長官代理、カールーチ国防長官、グレイ海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 提供施設・区域の全面的見直しについて
- (2) 第1回訪米時要望事項の早期実現について
- (3) リゾート開発上必要な地域に存在する施設・区域の返還について 他

第3回訪米（平成3年7月19日～8月4日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、新川沖縄市長、仲間金武町長、島袋北谷町長 他

主な要請先：アンダーソン国務次官補代理、マクデビット国防省東アジア・太平洋地区担当部長、マンディー海兵隊総司令官 他

主な要請内容：

- (1) 施設・区域の整理縮小の促進について（県知事事案、安保協事案、軍転協事案）
- (2) 基地機能強化につながる施設の新設等の中止について（キャンプ・ハンセン都市型戦闘訓練施設等）
- (3) 基地被害の未然防止について（航空機騒音の軽減等） 他

第4回訪米（平成5年5月19日～6月5日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長、仲間金武町長 他

主な要請先：ハバート国務省次官補代理、ペンドレイ国防省次官補代理、エラート海兵隊参謀次長 他

主な要請内容：

- (1) 米軍施設・区域の整理縮小の促進について（那覇港湾施設、普天間飛行場、読谷補助飛行場等）
- (2) 米軍演習の廃止と航空機騒音の軽減について（県道104号越実弾射撃演習等）
- (3) 隊員の教育及び綱紀肅正の徹底について 他

第5回訪米（平成6年6月9日～6月22日）

構 成 員：大田沖縄県知事、山内読谷村長 他

主な要請先：ハバート國務次官補代理、ウィーデマン国防次官補代理、マンディー海兵隊総司令官 他
主な要請内容：

- (1) 重要課題について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 日米合同委員会合意施設及び振興開発上必要な施設・区域の返還について（普天間飛行場等）
- (3) 米軍の活動が地域に与える悪影響や被害の軽減及び事故の未然防止について 他

第6回訪米（平成7年5月17日～6月2日）

構 成 員：大田沖縄県知事、桃原宜野湾市長、比嘉恩納村長、吉田金武町長、山内読谷村長、
宮城嘉手納町長、喜屋武北中城村長、友寄沖縄県議会議員、仲村那覇市議会議員 他

主な要請先：クリストファー国防長官（エクトン國務省日本部長）、ペリー国防長官（キャンベル国防次官補代理）、マンディー海兵隊総司令官（ゲッツ大佐） 他

主な要請内容：

- (1) 重要3事案について（那覇港湾施設、読谷補助飛行場、県道104号越実弾砲撃演習）
- (2) 普天間飛行場の返還について
- (3) 一部水域、空域の返還及び縮小について
- (4) 米軍施設・区域の返還等について（奥間レスト・センター、キャンプ桑江の一部返還等）
- (5) 諸問題の解決について（航空機騒音の軽減、事故の未然防止、環境汚染等の防止対策強化）
- (6) 隊員の教育及び綱紀肅正の徹底について 他

第7回訪米（平成8年6月14日～6月20日）

構 成 員：大田沖縄県知事 他

主な要請先：ペリー国防長官、キャンベル国防次官補代理、グレン国連大学米国協議会理事長 他

主な要請内容：

- (1) SACO中間報告について
- (2) 「国際都市形成構想」及び「基地返還アクションプログラム（素案）」について
- (3) 日米連合大学院大学の誘置について 他

第8回訪米（平成9年4月11日～4月26日）

構 成 員：大田沖縄県知事、高山那覇市助役、伊芸金武町助役 他

主な要請先：オルブライト国防長官（カートマン國務次官補代理）、コーエン国防長官（クレイマー国防次官補）、クルラック海兵隊総司令官（グレグソン計画部長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について
- (2) 在沖米軍兵力の削減について
- (3) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について
- (4) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (5) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について 他

第9回訪米（平成10年5月15日～5月30日）

構 成 員：大田沖縄県知事、比嘉宜野湾市長、宮城浦添市長、吉田金武町長 他

主な要請先：オルブライト国防長官（デミング東アジア担当上級顧問）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（スティーल副参謀長） 他

主な要請内容：

- (1) 「基地返還アクションプログラム（素案）」に基づく、米軍基地の計画的かつ段階的返還について

- (2) 普天間飛行場の早期返還について
- (3) 在沖米軍兵力の削減について
- (4) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音の軽減について
- (5) 米軍の演習に伴う事故の未然防止と安全管理の徹底について
- (6) 米軍の基地運用による自然環境破壊の防止対策の強化について
- (7) 重国籍児の教育権の確保について 他

第10回訪米（平成13年5月13日～5月26日）

構 成 員：稲嶺沖縄県知事、岸本名護市長 他

主な要請先：パウエル国防長官、アーミテージ国防副長官、ラムズフェルド国防長官（ウォルフオビッツ国防副長官）、プレア太平洋軍総司令官 他

主な要請内容：

- (1) S A C O 合意事案の着実な実施及び更なる米軍基地の計画的、段階的な整理縮小について
- (2) 普天間飛行場の移設に当たっての条件整備について
- (3) 海兵隊の演習・訓練の移転及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- (4) 日米地位協定の見直しについて
- (5) 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育及び綱紀粛正の徹底について

その他

女性訪米団（平成9年2月7日～2月16日）

構 成 員：東門沖縄県副知事、赤嶺（社）沖縄県婦人連合会会長、大城嘉手納町婦人会長、上江洲金武町社会教育委員、高里基地・軍隊を許さない行動する女たちの会共同代表（那覇市議）、平田国際福祉相談所長、内海（財）沖縄労働経済研究所常務理事、狩俣（財）おきなわ女性財団常務理事 他

主な要請先：オルブライト国防長官（カートマン国防次官補代理）、コーエン国防長官（キャンベル国防次官補代理）、クルラック海兵隊総司令官（グレグソン准将） 他

主な要請内容：

- (1) 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音について
- (2) 米軍の演習に伴う事故について
- (3) 米軍の運用による自然環境の破壊について
- (4) 実弾射撃演習から生ずる不発弾について
- (5) 軍人等による犯罪について
- (6) 米軍の駐留から派生するその他の問題について 他

沖縄・米国学者交流事業（平成9年3月17日～3月27日）

構 成 員：比嘉ブセナリゾート社長、瀬名波名桜大学教授、宮城沖縄県公文書館長、佐久川沖縄大学教授、下地沖縄大学教授、比嘉県立芸術大学教授、竹沢沖縄福祉保育専門学校講師 他

主な訪問先：スタンフォード大学、スカラピノ・カリフォルニア大学名誉教授、カリフォルニア大学バークレー校、ロングアイランド大学、ボーゲル・ハーバード大学教授、ハーバード大学、ウッドローウィルソン国際センター、ルイス国務省日本部長 他

主な事業内容：

本県の米軍基地の現状や基地被害の実態について、日本国憲法及び基本的人権とのかかわりや経済教育問題等の視点から、米国の学者等に訴え、本県の基地問題の解決に理解と協力を求めた。

9 海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減

(1) 経緯

沖縄県においては、全国の米軍専用施設面積の約75%にのぼる米軍基地が集中し、県土面積の約10%、特に沖縄本島ではその約19%を米軍基地が占めている。しかも、基地の多くが県民の住宅地域に近接しており、これらの米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県民は米軍基地の整理縮小、日米地位協定の見直しをはじめ、海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減などを求めている。

在沖海兵隊の削減については、平成12年9月に来県したジェイムズL・ジョーンズ米海兵隊総司令官の「沖縄の不公平な位置づけを考慮した負担の軽減については、今後も継続的に努力を重ね、できうる限り訓練を他のいろいろな場所で実施するよう努めたい」との発言や、アーミテージ元国防次官補らによる超党派の国防専門家グループのレポートにおいて、沖縄県民の基地負担の軽減を図る立場から海兵隊の訓練の移転や兵力の削減についての提言が行われるなど、米本国内にも新しい動きが出てきた。

県内においては、平成13年3月、県議会が同年1月に発生した女子高校生強制わいせつ事件に関連して「海兵隊を含む兵力の削減」等を求める意見書及び抗議決議を採択しており、多くの市町村議会でも同様な議決がなされた。

このような状況から、県は、海兵隊をめぐる国内外の動向を見た場合、在沖米軍兵力の削減は一つの方向性を持った新しい流れになりつつあると認識し、平成13年3月に政府に対し、海兵隊を含む在沖兵力の削減に関する要請を行った。

また、平成14年7月に策定された沖縄振興計画においても、「在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米政府と協議していく」と記述されている。

(2) 要請内容

県は、平成13年3月以降も、機会あるごとに政府に対し「海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減」を要請しており、今後も同様に行っていく方針である。参考までに、平成14年8月に小泉総理大臣に対し行った要請を以下に記述する。

米軍基地問題の解決促進に関する要請（平成14年8月）

貴職におかれましては、本県の基地問題の解決のため、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は本県にとって、復帰30周年の節目の年であるとともに、第一次から第三次の沖縄振興開発計画が終了し、新たな沖縄の振興方向と施策の在り方を明らかにした「沖縄振興計画」がスタートする重要な年に当たっております。県としては、これまでの経験を生かしながら、将来に向けしっかりと目標や希望を持ち、「平和で安らぎと活力のある沖縄県」の実現に向け県民一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

さて、本県には、全国の米軍専用施設面積の約75パーセントにのぼる広大な米軍基地が集中し、県土面積の約11パーセント、とりわけ、人口や産業が集積する沖縄本島では、実に約19パーセントを占めるなど高密度の状況にあります。

先般、本県の米軍基地に関し、県内の新聞社が行った復帰30周年世論調査によると、県民の69パーセントが基地の段階的な縮小を求めており、戦後57年余も過重な基地負担をしてきた県民の基地問題に対する強い意向が調査結果に反映されたものと理解しております。

県としては、米軍基地の整理・縮小や日米地位協定の見直しなどの問題は、単に沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障に関わる極めて国家的な問題であると考えており

ます。

つきましては、本県のこのような米軍基地問題に対する厳しい状況を御賢察していただき、本県の米軍基地問題の解決について、なお一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

要 請 事 項

- 1 日米地位協定の抜本的な見直しについて
- 2 米軍基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について
- 3 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育と綱紀粛正の徹底について

要請事項の内容及び説明

- 1 日米地位協定の抜本的な見直しについて（省略）
- 2 米軍基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について

本県が、戦後57年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小については、先ず、S A C Oの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識しています。

しかしながら、S A C Oの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、S A C Oで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考えています。

基地の整理縮小や海兵隊を含む米軍兵力削減については、去る7月10日に政府決定された沖縄振興計画において、「在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していく」と記述されましたが、県としては、基地の整理縮小を求める県民の強い意向を考慮した場合、政府においては、この基地の整理縮小及び海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減について、早急に米国政府と協議していただく必要があると考えております。については、特段の配慮をお願いいたします。

また、普天間飛行場代替施設の15年使用期限問題については、本県が、戦後57年間にわたり過重な基地負担をしてきた状況に鑑み、基地の固定化を避け、基地の整理縮小を求める県民感情から使用期限を設けることを求めているところであり、政府においては、同問題が早期に解決されるよう特段の配慮をお願いいたします。

- 3 基地の運用に伴う事件・事故の未然防止と安全管理の徹底並びに隊員の教育と綱紀粛正の徹底について（省略）

10 基地返還アクションプログラム（素案）

「基地返還アクションプログラム」は、「国際都市形成構想」との関連、これまでの返還要望状況、市町村跡地利用計画の熟度、市町村の意向等を総合的に勘案し、米軍基地の返還を第1期から第3期の3段階に区分し、当該期間内で跡地利用計画に基づく事業着手の目途付けができるよう、計画的かつ段階的な返還を求めるもので、本県に所在する全ての米軍基地を2015年までに返還することを求めた当時の県政の考え方をまとめたものである。

返還の期間別施設名一覧表

返還の期間	施設数	施設名
第1期 (~2001年)	10	那覇港湾施設 普天間飛行場 工兵隊事務所 キャン プ桑江(施設一部) 知花サイト 読谷補助飛行場 天 願棧橋 ギンバル訓練場 金武ブルー・ビーチ訓練場 奥間レスト・センター
第2期 (2002年 ~ 2010年)	14	牧港補給地区 キャンプ瑞慶覧 キャンプ桑江 泡瀬 通信施設 楚辺通信所 トリイ通信施設 瀬名波通信施 設 辺野古弾薬庫 慶佐次通信所 キャンプ・コートニー キャンプ・マクトリアス 八重岳通信所 安波訓練場 北部訓練場
第3期 (2011年 ~ 2015年)	17	嘉手納飛行場 嘉手納弾薬庫地区 キャンプ・シールズ 陸軍貯油施設 キャンプ・シュワブ キャンプ・ハンセ ン 伊江島補助飛行場 金武レッド・ビーチ訓練場 ホ ワイト・ビーチ地区 浮原島訓練場 津堅島訓練場 鳥 島射爆撃場 出砂島射爆撃場 久米島射爆撃場 黄尾嶼 射爆撃場 赤尾嶼射爆撃場 沖大東島射爆撃場
計	41	キャンプ桑江は、第1期と第2期に分けて重複計上

豆 知 識

基地内に郵便物を送るには？

米軍基地内の個人及び企業・団体(米軍関係機関を含む)においては、日本でいう私書箱を持つており、その私書箱宛に郵便物を送付することになります。

表記の方法については、嘉手納基地内を例にとると、

「KadenaAB, Okinawa, Japan
PSC 12 BOX34567
APO AP 12345-6789」

KadenaAB = 嘉手納基地(エアベース)

PSC = 郵便局(Postal Service Center)

BOX = 私書箱に相当

APO AP(又は FPO AP) = 米軍軍事郵便局

(APO AP:陸軍又は空軍宛、FPO AP:海軍又は海兵隊宛)

12345-6789 = ZIPコード(郵便番号に相当)

各数字は、参考のための仮定のものです。

となります。

ここで注意していただきたいのは、上記の宛先に、例えば「沖縄県嘉手納町米軍嘉手納基地内」と日本語で付け加えておくことです。この表記がなくても、APO AP番号及びPSC・BOX番号があれば配達先を探ることが可能な場合もあります。

第2節 県民意識と平和の発信

終戦後の沖縄は、日本から施政権が分離され、以来1972年の日本復帰までの27年間、米軍の統治下に置かれた。この間、日本国憲法が適用されず、米軍の布令・布告によって、自治権や基本的人権がいろいろな形で制限されてきた経緯がある。

沖縄戦での悲惨な体験や、その後の沖縄に置かれた厳しい社会状況の中で、県民は常に基地問題と向かい合いながら生活してきた。それはまた、悲惨な戦争の実態と平和の尊さを再認識するとともに、人権問題から民主主義の在り方まで、実に様々な事を意識することとなった。

ここでは、県民意識と平和の発信としての「平和の礎」や、都道府県レベルとして初めて実施された県民投票、本県の実状を内外に発信した「メッセージ事業」、国際平和の維持・構築に取り組むものとして創設された「沖縄平和賞」など、最近の動きを紹介する。

1 平和の礎

(1) 「平和の礎」の基本理念

本県は去る大戦において、一般住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの貴い生命と貴重な財産のほとんどを失った。

沖縄県民は、この悲惨な体験と戦後の苦難にみちた体験を通して、再びこのような悲劇を繰り返してはならないと固く決意し、命の尊さ、平和の尊さを内外に強く訴え続けてきた。

「平和の礎」は、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念し、沖縄の歴史と風土の中で培われた「平和のこころ」を広く内外に伝え、世界の恒久平和を希求し、悲惨な戦争の教訓を正しく継承するため、国籍を問わず、また、軍人、民間人の別なく、沖縄戦で亡くなられたすべての人々の氏名を刻んで永久に残すために、平成7年6月に建設された。

「平和の礎」の建設にあたっては、次のことを基本理念とした。

戦没者の追悼と平和祈念

去る沖縄戦などで亡くなった国内外の20万余のすべての人々に追悼の意を表し、御霊を慰めるとともに、今日、平和を享受できる幸せと平和の尊さを再確認し、世界の恒久平和を祈念する。

戦争体験の教訓の継承

沖縄は第2次世界大戦において、国内で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの貴い人命とかけがえのない文化遺産を失った。このような過去の悲惨な戦争体験を風化させることなく、その教訓を後世に正しく継承していく。

安らぎと学びの場

戦没者の氏名を刻銘した記念碑のみの建設にとどめず、造形物を配して芸術性を付与し、訪れる者に平和の尊さを感じさせ、安らぎと憩いをもたらす場とする。

また、子供たちに平和についての関心を抱かせるような平和学習の場としての形成を目指す。

なお、視覚障害者に対しては点字のチラシを作成し投票の方法等について理解を促すとともに、聴覚障害者に対しては、説明会を開催して県民投票の意義や投票の方法等についての理解を深めてもらった。

また、県民投票の意義及び内容等を伝えるため、県内各地において講演やシンポジウム、著名人によるミニトーク、コンサート、ライブ等で構成した各種イベントを開催し、多くの人達に理解を深めてもらった。

そのほか、県庁前や合同庁舎入り口などへの残厝板の設置、全市町村や主要な建物への懸垂幕の設置、市街地での屋外広告、多くの読者層を持つ雑誌への広告、県民の生活路線であるバスの車内広告、沖縄本島全域にわたる宣伝カーによる広報、その他県の持つ各種広報媒体（テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等）を活用しての広報など、ありとあらゆる手段や方法を駆使して、繰り返し県民投票への参加呼びかけや投票の方法等についての広報活動を展開してきた。

また、県内の53市町村に対し、広報活動費として交付金を支出した。各市町村には、自治会等を通じて地域に入り込んだきめ細かな広報や有線放送等を活用した広報、広報車による広報、市町村が発行する広報誌の活用などを依頼し、県の実施する広報と連動した形での展開を図っていった。

そのほか、労働団体や政党、その他各種団体及び学者・文化人といった個人でもって構成する「県民投票推進協議会」が設置され、県民投票条例の趣旨に添って全県的な広報活動が展開された。

(4) 投票結果

投票結果については、有権者数が909,832人で、投票者数は541,638人、投票率は59.53%（男57.16%、女61.78%）であった。開票の状況については、有効投票 528,770票、無効投票 12,856票で、有効投票のうち、賛成の得票数は 482,538票で、反対の得票数は 46,232票で、賛成の得票は有効投票の91.26%、投票総数の89.09%であった。

日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に対する県民投票の結果
（投票結果）

項目 男女別	A 当日投票資格者数	B 投票者数	A - B 棄権者数	B / A × 100 投票率
男	442,102 人	252,695 人	189,407 人	57.16%
女	467,730 人	288,943 人	178,787 人	61.78%
計	909,832 人	541,638 人	368,194 人	59.53%

（開票結果）

賛成・反対別	投票数
賛成	482,538票
反対	46,232票
計	528,770票

A 有効投票数	B 無効投票数	C = A + B 投票総数	D 不受理持ち帰り数	E = C + D 投票者数
528,770票	12,856票	541,626票	12票	541,638人

(5) 県民投票結果の通知

県民投票の結果は、県民投票条例第3条の規定により、知事が内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに通知するものとされている。

知事は、平成8年9月10日、橋本総理大臣に会い通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した。

橋本総理からは、県民投票の結果について「厳粛に受けとめている」とし、普天間飛行場の返還や県道104号線越え実弾砲撃演習の本土移転問題の解決に全力を尽くす旨の考えが示された。

知事は、翌11日には、駐日米国大使館に、代理大使のラスト M. デミング公使を訪ね、クリントン大統領あての通知文書を手渡すとともに、県民投票の結果について説明した。

第11条 投票資格者は、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小について、賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、身体の故障又は文盲により、自ら投票用紙に の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとする。

(無効投票)

第13条 県民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の事項を記載したもの
- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(県民投票の結果の告示等)

第14条 知事は、県民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、県議会議長に通知するものとする。

(投票運動)

第15条 県民投票に関する運動は、県民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は県民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(委任)

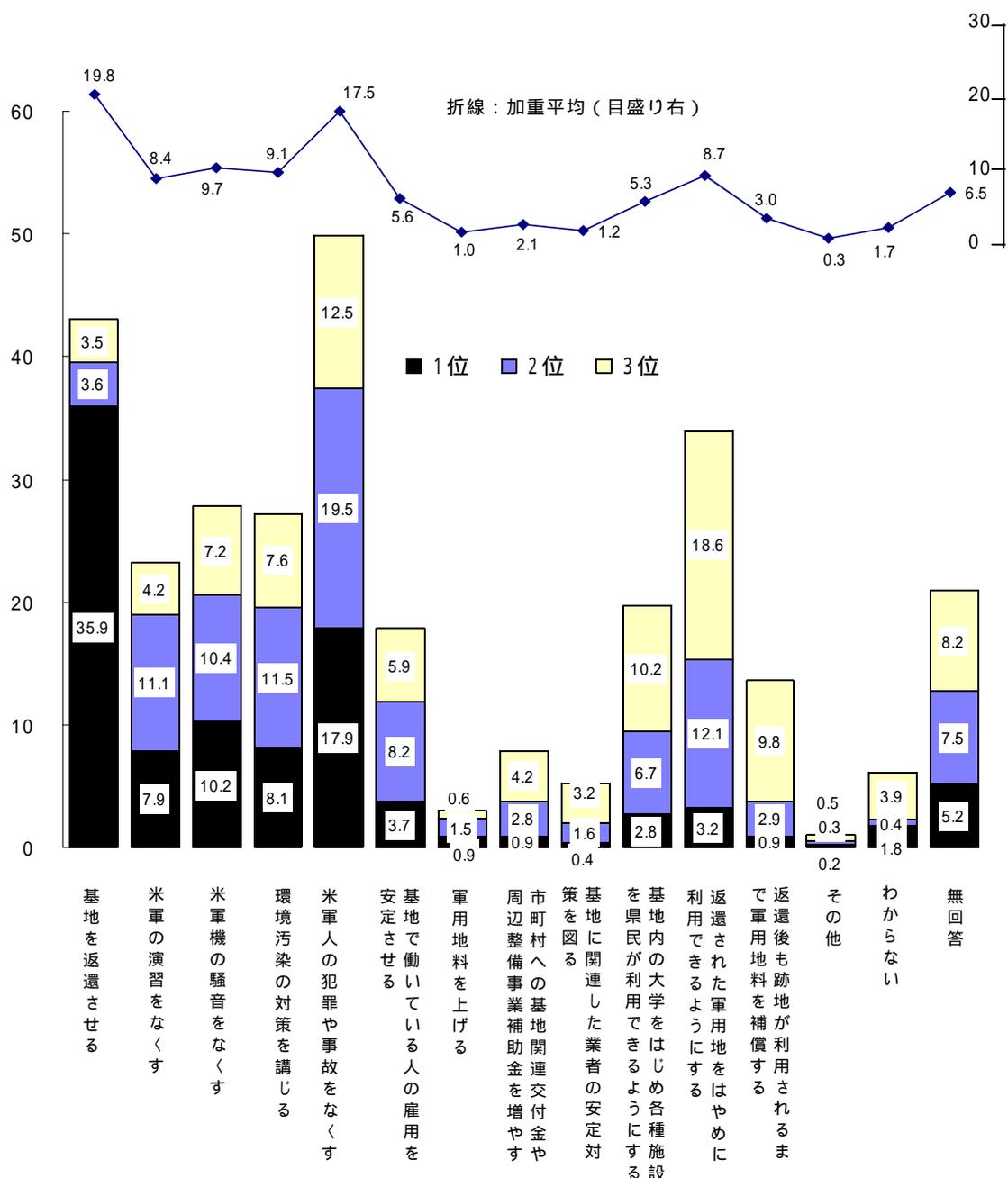
第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

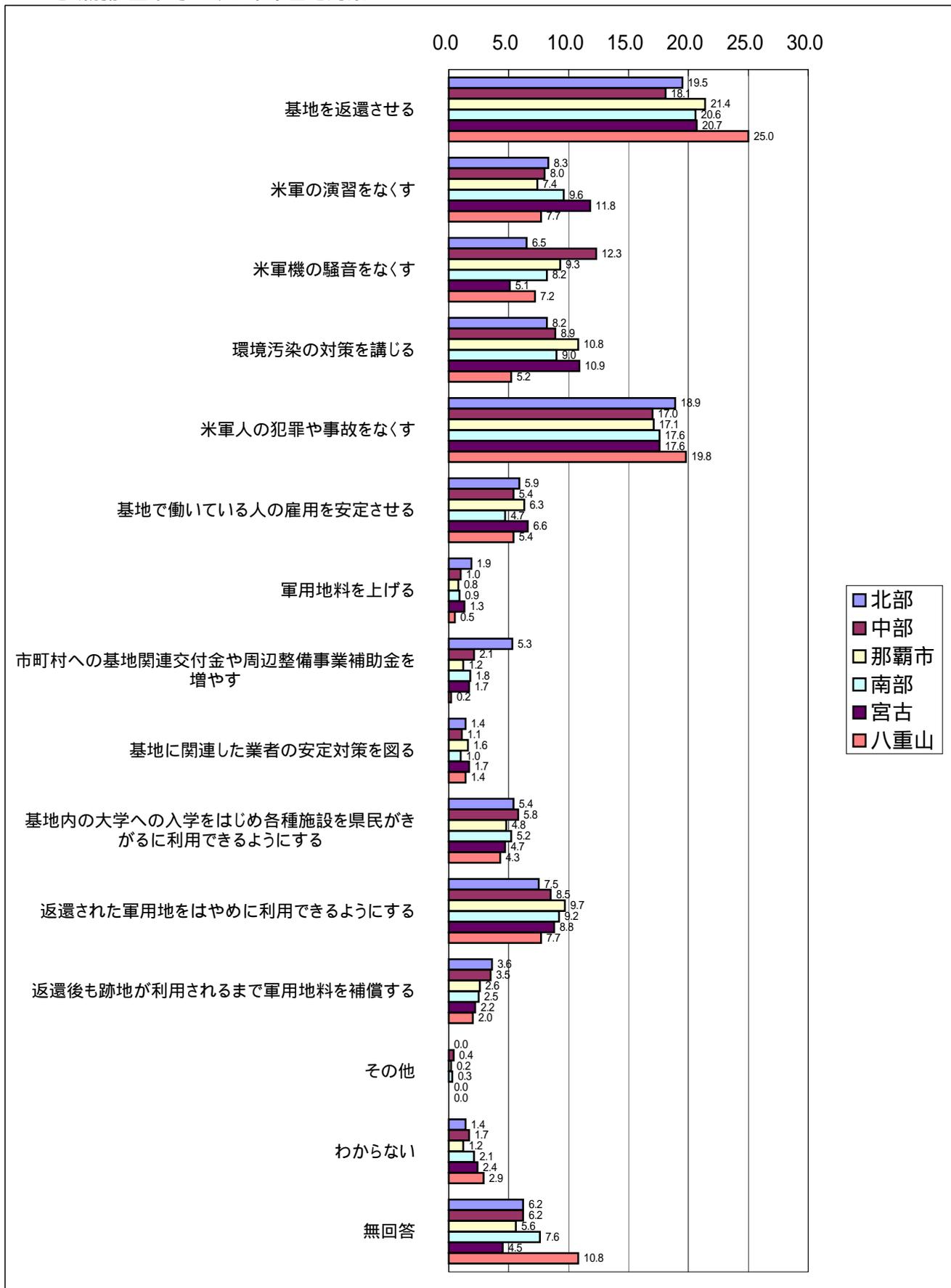
この条例は、公布の日から施行する。

(2) 順位別にみた米軍基地対策

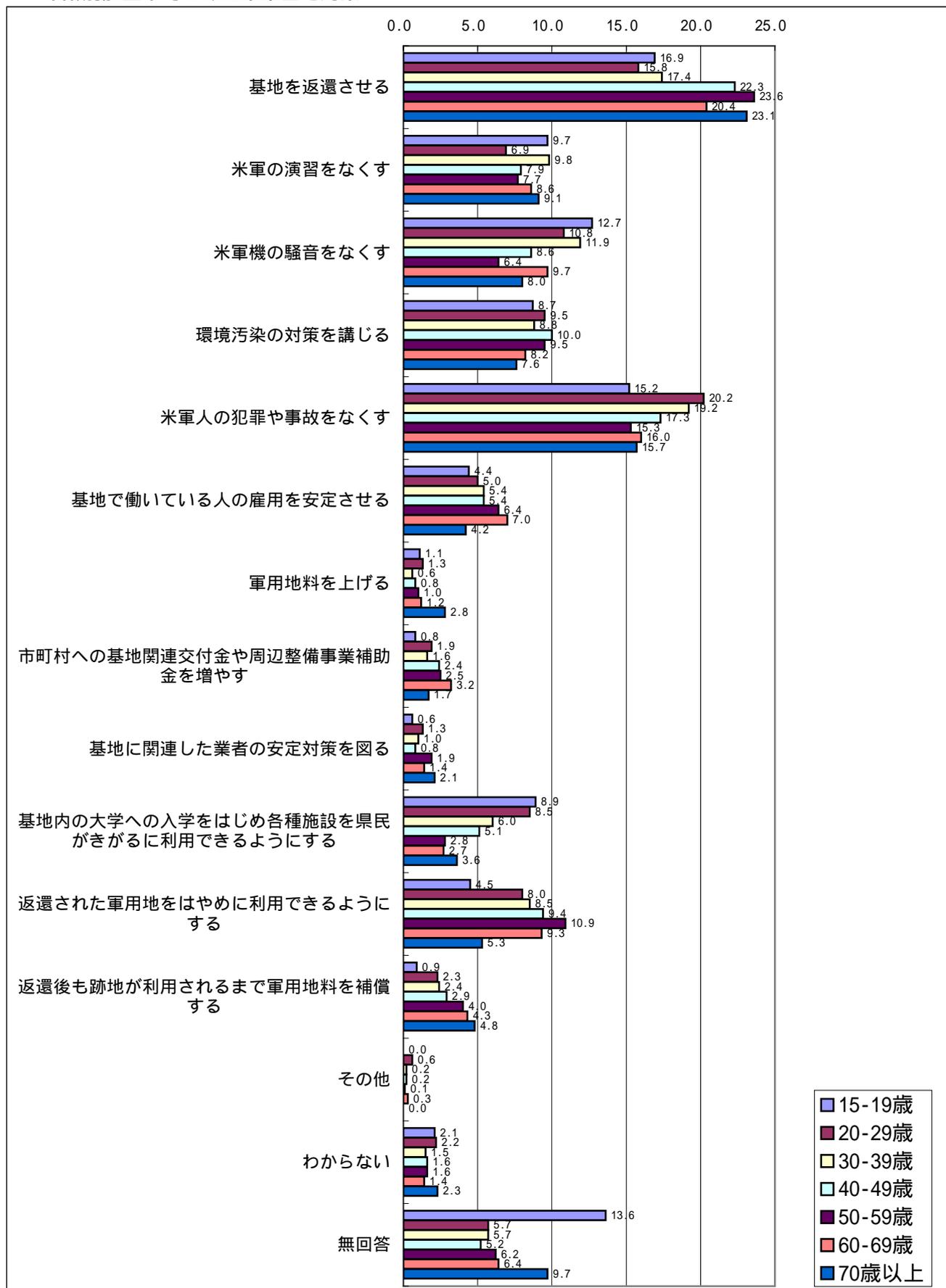
米軍基地について、県や国にとくに力を入れてほしいものについて、選択肢の中から順位をつけて3つ選んでもらった。回答割合について、1位に3点、2位に2点、3位に1点のウエイト付けして求めた加重平均値でみると、「基地を返還させる」が19.8と最も高く、次いで「米軍人の犯罪や事故をなくす」が17.5、「米軍機の騒音をなくす」が9.7、「環境汚染の対策を講じる」が9.1、「返還された軍用地をはやめに利用できるようにする」が8.7等が続いている。特に、「基地を返還させる」については1番目に選択された割合も35.9%と高く、県民の多くが望んでいることがわかる。また、「米軍人の犯罪や事故をなくす」及び「返還された軍用地をはやめに利用できるようにする」は2番目、3番目に選択される割合が高く、県民に強く望まれている項目ではないものの、多くの人々が力を入れてほしいと望む2次的なニーズとしての性格が強い。



・地域別加重平均でみた米軍基地対策



・年齢別加重平均でみた米軍基地対策



平成14年 8 月22日 沖縄平和賞委員会 平成14年度第 2 回総会開催
平成14年 8 月30日 第 1 回沖縄平和賞授賞式（万国津梁館）及びレセプションの開催
平成14年 8 月31日 第 1 回沖縄平和賞 記念シンポジウム（500人出席）

(3) 運営母体：沖縄平和賞委員会

沖縄平和賞委員会は、沖縄県内の経済、教育、行政、マスコミ等の各種団体・企業によって構成された組織で、平成13年12月28日に設立された。

(4) 制度概要

ア 理念

沖縄の持つ歴史的・文化的・地理的な特性を活かす、次の3つの理念に基づいている。

- ・アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進
- ・人間の安全保障実現の促進
- ・内発的多様性を基礎とした平和実現の促進

イ 意義

本賞を創設・運営することには、次の3つの意義がある。

- ・地域の主体としての沖縄による、自律的平和推進・構築
- ・地域の役にも立つ、沖縄にとっての平和に対する投資
- ・沖縄における平和意識の共有・昇華のための知的・実践的営み

ウ 顕彰対象

活動内容

過去の実績はもとより、将来性や将来への波及効果が期待できる以下の活動内容を顕彰対象としている。

(ア) アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進に貢献する活動

例えば……

- ・アジア太平洋地域の A 地域と B 地域の紛争を平和的に解決した。
- ・対立関係にあった地域間の対話を積極的に推進し、緊張緩和に貢献した。

(イ) 「人間の安全保障」いわゆる人間の生命や基本的権利を脅かす貧困、飢餓、環境問題、感染症等の問題を解決し、豊かに生活できる社会の実現に貢献する活動

例えば……

- ・地球温暖化の防止に向けた国際的な取り組みの中心的役割を果たした。
- ・貧困地域に対する物資の援助、医療援助等を継続して実施し、当該地域の発展に寄与した。

(ウ) 世界の各々の地域の内部で培われた多様な文化や考え方を相互尊重することを基礎として、平和の実現を図る活動

例えば……

- ・音楽の交流を通して地域間の平和的關係を構築した。
- ・自国の伝統的スポーツを近隣諸国に普及させることを通して相互交流を図り、友好關係を発展させた。

但し、上記に関わらず、次の項目に該当する場合は顕彰の対象とならない。

- a 暴力を伴う活動
- b 国政レベルの現職政治家や国家公務員の公人としての活動
- c 理論・研究活動のうち具体的な実践・行動へ寄与する可能性の低いもの

国籍等及び活動の効果が現れた場所

顕彰対象を4つのカテゴリーに分類し、その国籍や効果が現れた場所ごとに具体的に判断する。

		効果が現れた場所	
		アジア・太平洋地域	その他
主体の 国籍・ 設立場 所	アジア・ 太平洋 地域	< 1 > 顕彰対象	< 2 > 顕彰対象 アジア太平洋地域の個人・ 団体のそうした活動を奨励 ・促進（プロモーション効果）
	その他	< 3 > 顕彰対象	< 4 > 基本的には顕彰対象外 （アジア太平洋地域への フィードバック効果がある 場合には顕彰）

- < 1 >：沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
- < 2 >：沖縄及びアジア太平洋地域の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献
- < 3 >：沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域の平和に貢献
- < 4 >：沖縄及びアジア太平洋地域以外の個人・団体が、沖縄及びアジア太平洋地域以外の平和に貢献

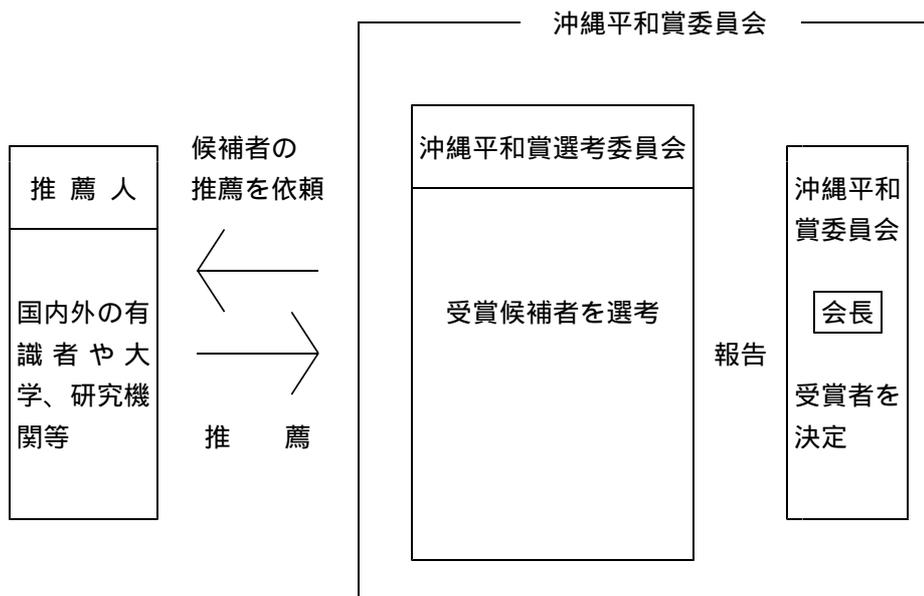
「アジア太平洋地域」について
 本賞における「アジア太平洋地域」は、具体的な国名等を特定していない。
 地理的な広がりとしては「西太平洋」をベースに、沖縄という地域が顕彰すること
 の意味付けとなる

- (1) 沖縄との歴史的交流
- (2) 沖縄からの移民交流
- (3) 沖縄戦・在沖米軍基地

の3つの視点から、本賞の目的・理念にふさわしい対象地域を選考段階で個別・具
 体的に判断する。

エ 選考方法

国内外の有識者等に受賞候補者を推薦してもらい、沖縄平和賞委員会の下に設置する「沖縄平和賞選考委員会」の選考を経て受賞者を決定する。



沖縄平和賞委員会が推薦をお願いした方が受賞候補者を推薦する資格があり、そこから推薦された候補者が審査・選考の対象となる。

選考は沖縄平和賞委員会の下に設置する「沖縄平和賞選考委員会」において、厳正かつ公正に行われる。

オ 賞金等

授賞件数は「沖縄平和賞」1件で、個人・団体を問わない。

受賞者には、正賞として賞状、賞牌を、副賞として賞金1,000万円を授与する。

授賞は2年に1回行う予定。

(5) 受賞者

ア 第1回受賞者：「中村哲を支援するペシャワール会」

イ 授賞式：平成14年8月30日（場所：万国津梁館）

ウ 贈賞理由：

中村哲を支援するペシャワール会（以下「ペシャワール会」という。）は、中村哲医師のパキスタンとアフガニスタンでの医療活動を支援するために1983年に設立され、その活動は現在までに18年余にも及ぶ。内戦・社会不安など言語に絶する厳しい環境の中、誰も行かないところに行く、他人のやりたがらないことをやるという信念をもって、非暴力を旨として幾多の困難を乗り越えて無私の奉仕を続けている。

「思想・信条にとらわれず『支え合い』の精神で一致して会を運営する」ことを方針とし、また、現地では政治、民族、宗教、言葉などに関わりなく平等に活動することを使命としてきた。このことにより、内発的多様性を基礎とした平和実現の促進に貢献した。

ペシャワール会の献身的な活動に共感する輪は全国に広がり、約8,000人の会員からなる組織に発展した。会の財源は会費や寄付で賄われ、専従スタッフを持たず、組織運営のための予算を最小限に抑えて、そのほとんどが現地のために使われている。これはNGOの理想の姿ともいえる。

1986年にはアフガニスタン難民救済のためのプロジェクトを立ち上げ、現在、パキスタン・アフガニスタンで1病院と4診療所を運営し、年間約30万人の患者診療を行っている。

大干ばつに見舞われたアフガニスタンでは、飲料水は不足し、感染症が流行し多くの尊い命が奪われ、廃村が広がっていくという悲惨な状況になった。ペシャワール会はこの事態に迅速に対応し、2,000カ所を目標に井戸を掘るなど水源確保事業を展開して数多くの人々の生活を救い、難民化を防いだ。

日本国内においては、主として現地の活動を支援するために募金活動を行っている。特に、巨大な難民キャンプと化したカブール等において、厳しい冬の寒さと飢餓に瀕する人々のためのプロジェクト「アフガンいのちの基金」を設立し、食糧援助に尽力した。また、アフガニスタンの人々の生活について情報を提供し、国際理解に貢献したことも注目に値する。

ペシャワール会は、医療並びにプライマリー・ヘルス・ケアの実践等を通じて平和と人間の安全保障に貢献し、貧困など社会不安の中にあって、人間の命の救済と基本的権利の確保のために尽くすことにより、普遍的な平和への意識を喚起することに成功した。同時に、アジアにおける日本国民のボランティア活動の可能性を早くから効果的に示し得た。

アフガニスタンの復興に向け、これまで続けてきた医療活動・水源確保事業に加え、新たに農業再興プロジェクト、寡婦を対象とする自助援助、道路整備など幅広い活動を通してアジア太平洋地域の安定に貢献することが期待できる。

ペシャワール会の献身的な努力は、今後とも国内外から多くの共感と永続する支持を集め、平和を築く大きな力となっていくものと確信する。

沖縄平和賞選考委員会は、ペシャワール会のこれまでの実績を高く評価した。沖縄はかつて、琉球王国時代、「万国津梁」いわゆるアジアの国々をつなぐ懸け橋として活躍した時代があり、また、多様なものを受け入れる寛容さや相互扶助の精神、未来を創造するたくましい県民性がある。ペシャワール会の活動は、沖縄県の持つ歴史的、文化的特性等を反映して、恒久平和の創造に貢献するものとして創設された沖縄平和賞の趣旨に通ずるものである。

よって、戦前戦後の困難な時代を経て発展してきた沖縄県から、今後の活動を支援していくために、第1回沖縄平和賞をペシャワール会に贈ることを決定した。

豆 知 識

基地被害（騒音等）に対する相談窓口は？

市町村においては、基地行政を所管する課（室）が窓口となっています。

県においては、総務部知事公室基地対策室（TEL:866-2460）が窓口となっています。

国においては、那覇防衛施設局総務部広報室（TEL:868-0174）が窓口となっています。

基地被害（騒音等）に対する相談が県にあった場合は、その内容をとりまとめ、那覇防衛施設局又は外務省沖縄事務所に連絡し対応しています。また、内容によっては、直接、米軍へ確認する場合もあります。